



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例

- 大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例の一部を改正する条例…………… (企画法制課)…… 6
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課)…… 7
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例…………… (保 険 医 療 課)……14
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… (自 治 振 興 課)……14
- 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (保 育 課)……15

規則

- 大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) ……15
- 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則…………… (企画法制課)……16
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (保 育 課)……21
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課)……23
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (")……28
- 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (企画法制課)……34
- 大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則…………… (児 童 福 祉 課)……38
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則…………… (会 計 課)……39
- 大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (保 育 課)……41
- 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課)……42
- 大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (会 計 課)……46
- 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (生 活 安 全 課)……47

訓令

- 行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令…………… (企画法制課)……47
- 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱を廃止する訓令…………… (")……50
- 大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令…………… (人 事 課)……50

告示

- コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示…………… (自 治 振 興 課)……50
- 大和高田市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱…………… (社 会 福 祉 課)……51
- 大和高田市健康増進介護予防事業実施要綱の一部を改正する告示…………… (")……59

○大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示	(都市計画課)	62
○大和高田市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱	(保育課)	64
○行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示	(企画法制課)	64
○大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示	(児童福祉課)	65
大和高田市一般廃棄物処理基本計画	(企画総務課)	67
○大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部を改正する告示	(市民協働推進課)	67
○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(人事課)	67
○平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)の公表	(財政課)	68
○引取りのない放置自転車等の処分	(生活安全課)	69
○大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱	()	69
○大和高田市後援等に係る事務取扱要綱	(秘書課)	69
○大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示	(保育課)	79
○違反広告物の除却・保管	(都市計画課)	87
○公示送達	(収納対策室)	87
○公示送達	(税務課)	88
○平成29年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)等の公表	(財政課)	88
○大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する告示	(営繕住宅課)	90
○大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示	()	91
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	91
公告		
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	93
○片塩中学校普通教室間仕切り改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	93
○高田商業高等学校格技場吊り天井改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	96
○高田小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	98
○高田商業高等学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	101
○浮孔西小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	104
○菅原小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	106
○陵西小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	109
○片塩中学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	112
○片塩・磐園・菅原・浮孔西幼稚園便所改修工事に係る条件付き一般競争入札公告	()	114
○①大和高田市第7期介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画の見直し業務委託及び②大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託に係る条件付き一般競争入札公告	()	117
○中今里町地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	()	120

教育委員会

○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(教育総務課)	123
○教育委員会5月定例委員会の招集	(〃)	124
○教育委員会6月定例委員会の招集	(〃)	124
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	124
○選挙管理委員会の招集	(〃)	124
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(〃)	125
農業委員会		
○農業委員会6月定例委員会の招集	(農業委員会)	125
公平委員会		
○大和高田市公平委員会処務規則及び大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(公平委員会)	125
公営企業		
(水道事業)		
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定	(水道総務課)	126
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(市場 第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	126
○測量業務委託(今里町外)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	129
○測量業務委託(池田・市場外)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	131
(下水道事業)		
○敷枝築山地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)に関する条件付き一般競争入札公告	(下水道課)	134
○敷枝築山地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	137
○高6枝南陽町地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	140
○高5枝東中1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	142
○曾7枝根成柿地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	145
○高6枝大東町地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	148
○敷枝築山地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	151
○大和高田市流域関連公共下水道事業ストックマネジメント基本計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	153
○大和高田市流域関連公共下水道事業業務継続計画(下水道BCP)策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	156
○大和高田市流域関連公共下水道事業に伴う事業計画変更等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	159
○高5枝曾大根・曾大根1丁目地内管渠工事(2)に関する条件付き一般競争入札公告	(下水道課)	162

- 高5枝東三倉堂町・中今里町・南今里町地内管渠工事(4-1)・給配水管移設工事(G04-1)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……164
- 築幹大谷地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(G01)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……167

公布された条例のあらまし

◇大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例の一部を改正する条例
1 理由

新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画を策定するため、市長の附属機関として大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会を設置するに当たり必要な事項を定めるものです。

2 内容

組織の改編により新たに設置された庁舎建設準備室へ大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会の庶務を行う主管を変更するものです。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

2 内容

(1) 所得税と住民税で異なる課税方式を選択した申告書の提出があった場合において、当該申告書に記載された事項を勘案して市長が課税方式を決定することができることを明確化します。(第17条、第24条の2、附則第16条の3、附則第18条の11の2、附則18条の12関係)

(2) 地方税法で定める範囲内において、地方自治体の判断により固定資産税等を減額する割合を決定できるようにする制度(わがまち特例)の対象となる事業として、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業並びに事業所内保育事業及び企業主導型保育事業を定め、当該事業の用に供する固定資産及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準の特例措置を講じます。(第54条の2、附則第10条の2関係)

(3) 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申出に係る規定整備を行います。(第55条の2関係)

(4) 被災市街地復興推進地域に定められた場合における共用土地に係る税額の按分の申出及び住宅用地に係る適用の申告について規定します。(第55条の3及び第65条の2関係)

(5) 耐震改修又は熱損失防止改修工事が行われた住宅が長期優良住宅の認定を受けた場合の固定資産税の減額措置を新設します。(附則第10条の3関係)

(6) 軽自動車税の軽課(グリーン化特例)について、適用期限を2年延長するとともに、当該特例の適用を受ける軽自動車について、賦課徴収の特例を新設します。(附則第16条、附則第16条の2関係)

(7) その他所要の改正を行います。(第40条、第41条、第54条、附則第8条、附則第10条、附則第17条の2、附則第18条の16、附則第28条関係)

3 施行期日

平成29年4月1日、公布の日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 理由

国民健康保険税の算定基準を定める地方税法施行令が一部改正され、国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことを受け、本市においても、国民健康保険税の軽減基準額を引き上げ、軽減対象者の拡大を図るものです。

2 内容

国民健康保険税の減額の基準について、5割又は2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を、次のとおり引き上げます。（第21条関係）

区分	現行	改正後
7割軽減基準	基礎控除額（33万円）	変更なし
5割軽減基準	基礎控除額（33万円） ×（被保険者数）	基礎控除額（33万7円） ×（被保険者数）
2割軽減基準	基礎控除額（34万円） ×（被保険者数）	基礎控除額（34万7円） ×（被保険者数）

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、消防団員等に係る損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象区分が改められたことを受け、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

補償基礎額の加算額を改定します。（第5条関係）

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度障害者
旧	加算額	433円	217円	217円	217円	
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人限る。）	—	367円	367円	367円	
新	加算額	333円	267円	217円	217円	
	配偶者がいない場合の	—	333円	—	—	

加算額 (扶養親族のうち1人限る。)			
配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	—	300円

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則が改正されたことを受け、受給資格等の確認の手続について、所要の改正を行うものです。

2 内容

支給認定を受けた保護者が教育・保育施設を利用する際に、当該施設に義務付けていた支給認定証の確認については、必要に応じて行うこととし、支給認定証の交付を受けていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に定める通知書を確認することとします。(第8条関係)

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第6号

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条中「財産管理課」を「庁舎建設準備室」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「もの及びそのときまでに提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第17条第6項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「もの及びそのときまでに提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第24条の2第1項中「第17条第4項の申告書」を「第17条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第40条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に、「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書)を「(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「につ

いてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第54条の見出し中「土地又は家屋に対して課する」を削り、同条第1項中「基準年度の」を「基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する」に改め、「課税標準は、」の次に「当該土地又は家屋の基準年度に係る」を加え、「又は家屋課税台帳」を「若しくは土地補充台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)」に改め、同条第2項中「第2年度及び第3年度」を「基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)」に改め、「課税標準は、」の次に「当該土地又は家屋に係る」を加え、「土地課税台帳等」を「土地課税台帳等」に改め、同項ただし書中「次に掲げる事情があるため、市長が課税上著しく均衡を失すると認めた場合においては、」を「基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類する土地又は家屋の」に改め、各号を削る。

第54条第6項中「第3項」を「第6項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「第3項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前項」を「前7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項中「及び第3年度」を削り、「となる土地又は家屋」の次に「(以下「第2年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における償却資産の価格で償却資産台帳に登録されたものとする。

第54条第2項の次に次の1項を加える。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価

格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

第54条の2を次のように改める。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第54条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第55条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第55条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「土地()の次に「以下」を加え、「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第65条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第65条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第65条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第54条第4項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「当該耐震改修の」を「当該耐震改修後の」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第77条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第79条及び第80条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の

軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第17条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第18条の11の2第4項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第18条の12第4項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第18条の12第6項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第18条の16を削る。

附則第28条中「第28項、第32項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条第3項及び第5項並びに第41条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第40条第3項又は第41条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第54条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第55条の3第2項及び第65条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを大和高田市税賦課徴収条例第77条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第3者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第3者（当該第3者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第3者が当該申出をしたときは、当該第3者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪

以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（大和高田市税賦課徴収条例第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第3者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中大和高田市税賦課徴収条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の表新条例附則第16条第1項の表第76条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第76条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第3号中「から第4条まで」を「及び第4条」に改める。

条例第8号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「の数に48万円を乗じて得た金額」を「1人につき49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第9号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあっては」を「には」に、「よって」を「より」に改め、同項第2号中「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「よって」を「より」に、「433円」を「333円」に、「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円）をそれぞれ」を「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第10号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年5月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第8号

大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員互助会規則の一部を改正する規則

大和高田市職員互助会規則(昭和31年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第2項中「10,000円」を「20,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の出産祝金は、出生児が複数である場合も同額とする。

第8条に次の1項を加える。

4 出生児の父母ともに会員である場合には、第1項の出産祝金及び前項の出産費は、会員である父母それぞれについて支給する。

第9条中「内縁」を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある状態」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支給は1回限りとする。

第9条第1号中「30,000円」を「50,000円」に改め、同条第2号中「50,000円」を「70,000円」に改める。

第9条の2中「入学祝金として」の次に「、入学する子」を加え、「10,000円」を「20,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学する子の父母ともに会員である場合には、前項の入学祝金は、会員である父母それぞれについて支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第1号の2

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則を次のように定める。

平成29年1月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市学校給食費徴収条例(平成28年条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(保護者に準じる者)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が保護者に準じる者として認めるもの

(学校給食等の申込み)

第4条 保護者は、当該保護者の児童、生徒又は園児が条例第3条各号に規定する施設に入学若しくは入園し、又は転入しようとするときは、学校給食等申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(給食費の額)

第5条 条例第4条第2項の規定により規則で定める給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の児童 月額4,300円
- (2) 中学校の生徒 月額4,500円
- (3) 幼稚園の園児 月額4,100円

2 前項の規定にかかわらず、8月分の給食費は徴収しない。

(給食費の納付期限)

第6条 条例第5条の規則で定める日は、児童、生徒又は園児が学校給食等の提供を受けた日の属する月の25日（以下「納付期限」という。）とする。ただし、その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、給食費の納付期限を変更することができる。

(給食費の納付)

第7条 給食費の納付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、口座振替の方法によりがたい場合は、市長が指定する方法により行うものとする。

(給食費の基準額)

第8条 給食1食当たりの基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の児童 第5条第1項第1号に定める額に11を乗じ、当該年度の年間予定給食回数で除して得た額
- (2) 中学校の生徒 第5条第1項第2号に定める額に11を乗じ、当該年度の年間予定給食回数で除して得た額
- (3) 幼稚園の5歳児及び浮孔西幼稚園の4歳児 第5条第1項第3号に定める額に11を乗じ、当該年度の年間予定給食回数で除して得た額
- (4) 幼稚園（浮孔西幼稚園を除く。）の4歳児 第5条第1項第3号に定める額に10を乗じ、当該年度の年間予定給食回数で除して得た額
- (5) 幼稚園の3歳児 第5条第1項第3号に定める額に9を乗じ、当該年度の年間予定給食回数で除して得た額

2 前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(給食費の額の調整)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、給食費の額を日割計算（算出した額が当該児童、生徒又は園児に係る第5条各号に定める給食費の額を超えるときは、当該児童、生徒又は園児に係る第5条各号に定める額を当該児童、生徒又は園児に係る給食費の額）により徴収するものとする。

- (1) 転入、転出その他の理由により、児童、生徒又は園児が月の途中から学校給食等の提供を受け、又は受けることができないとき。
- (2) 傷病等の理由により、市が学校給食等を実施する日において、児童、生徒又は園児が連続して8日（休日を除く。）以上学校給食等の提供を受けることができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、食物アレルギー等の理由により、児童、生徒又は園児が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、当該各号に定める額を給食費の月額として徴収するものとする。

- (1) 牛乳の提供を受けることができないとき 第5条各号に定める額から牛乳代に相当する額を減額した額
- (2) 牛乳以外の学校給食等の提供を受けることができないとき 牛乳代に相当する額

（給食費の減免）

第10条 条例第6条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、学校給食等を受ける児童、生徒又は園児の保護者が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であって、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の規定による援助を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（減免の申請）

第11条 条例第6条の規定による減免を受けようとする保護者は、減免を受けようとする月の納付期限の7日前までに、その理由を証明する書類を添えて給食費減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（減免の決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、給食費減免決定通知書（様式第3号）又は給食費減免不承認決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、中学校において実施する学校給食等に係る規定については、平成29年6月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

学校給食等申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

保 護 者	住 所	〒 ー	
	フリガナ		認 印
	名 前		○
	電話番号		

児 童 ・ 生 徒 ・ 園 児	大和高田市立	<input type="checkbox"/> 小学校	年 組 番
		<input type="checkbox"/> 中学校	
		<input type="checkbox"/> 幼稚園	歳 児 組
	フリガナ		

	名 前		生年月日	年 月 日
--	-----	--	------	-------

小学校・中学校・幼稚園にて提供される学校給食等を申し込みます。

給食費の支払については「大和高田市税等口座振替納付依頼書」を提出し、在校・在園に限り、預貯金口座から口座振替により支払うこととしたいので、下記事項等を確約の上口座振替を依頼します。

記

- 1 私が支払うべき学校給食費について、私に通知することなく請求金額を指定預貯金口座から引き落としの上支払ってください。なお、預貯金の引き落としに当たっては、普通預貯金規定にかかわらず、普通預貯金通帳及び同払戻し請求書の提出はしません。
- 2 振替の都度、金融機関からの振替済みその他の通知はありません。
- 3 指定預貯金口座の残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引き落とし不能として処理されても差し支えありません。
- 4 振替日に残高不足で引き落とし不能となることが重なり、金融機関に迷惑を掛けることがある場合は、この契約を解除されても差し支えありません。
- 5 この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり大和高田市から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、この契約を解除されても差し支えありません。
- 6 この取扱いについて万一紛議が生じても、金融機関及び大和高田市には一切迷惑を掛けません。
- 7 過誤納等により私に対する還付金が発生した場合には、同一口座に振り込んでください。

※ご注意

振替時の預貯金残高については、十分にご確認ください(振替不能分の再振替はできませんので、ご了承ください)。

様式第2号(第11条関係)

給食費減免申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者(保護者)住所 〒

氏名

印

電話番号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の規定により、次のとおり給食費の減免を申請します。

記

- 1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日
 ふりがな
 氏 名 (年 月 日生)
- 2 在校又は在園する学校名等
 大和高田市立 小学校・中学校 年 組 番
 幼稚園 歳児 組
- 3 減免の金額及び期間
 金 額 円
 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 減免を申請する理由

3 添付書類

様式第3号(第12条関係)

第 号
年 月 日

給食費減免決定通知書

殿

大和高田市長 印

年 月 日付け申請のありました給食費の減免について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日
 ふりがな
 氏 名 (年 月 日生)
- 2 在校又は在園する学校名等
 大和高田市立 小学校・中学校 年 組 番
 幼稚園 歳児 組
- 3 減免の金額及び期間
 金 額 円
 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他

様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

給食費減免不承認決定通知書

殿

大和高田市長 印

年 月 日付け申請のありました給食費の減免については、次の理由により減免しませんので通知します。

記

- 1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日

ふりがな
氏名 (年 月 日生)

2 在校又は在園する学校名等
大和高田市立 小学校・中学校 年 組 番
幼稚園 歳児 組

3 減免しない理由

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

規則第14号

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則（平成27年規則第2号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 公立幼稚園又は公立認定こども園の表中

「

3-A	市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	2,650円
3-B		ひとり親世帯等以外の世帯	6,300円
3-C	市町村民税の所得割課税額が77,101円以上の世帯		6,300円

」を

「

3-A	第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	2,650円
3-B		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円
4			211,201円未満

5	211,201円以上	6,300円
---	------------	--------

に改め、同表備考5中「第3-C階層」を「第4階層及び第5階層」に、「第2-B階層及び第3-B階層」を「第3-B階層」に改め、同表備考6中「第3-A階層」を「第2-B階層及び第3-A階層」に改め、同表備考7中「第3-C階層」を「第5階層」に改める。

別表第1の2 私立幼稚園又は私立認定こども園の表中「5,500円」を「3,000円」に、「7,500円」を「3,000円」に、「16,000円」を「14,100円」に改め、同表備考5中「第2-B階層、第3-B階層」を「第3-B階層」に改め、同表備考6中「第3-A階層及び第4-A階層」を「第2-B階層、第3-A階層及び第4-A階層」に改める。

別表第2の表中

「

2	市町村民税均等 割非課税世帯	ひとり親 世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		ひとり親 世帯等以 外の世帯	7,500	7,400	7,500	7,400	5,000	4,900	5,000	4,900	
3	第2階 層を除 き、市 町村民 税の所 得割課 税額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	48,600円 未満	ひとり親 世帯等	7,650	7,500	7,650	7,500	6,400	6,300	6,400	6,300
3		ひとり親 世帯等以 外の世帯	16,300	16,000	16,300	16,000	13,800	13,600	13,800	13,600	
4	48,600円 以上	ひとり親 世帯等	12,600	12,400	12,600	12,400	11,300	11,100	11,300	11,100	
4		ひとり親 世帯等以 外の世帯	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200	
4	77,101円 未満	ひとり親 世帯等以 外の世帯	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200	
4		区分が 次の区 分に該 当する 世帯	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200	
5	97,000円以上 169,000円未満	ひとり親 世帯等	37,300	36,700	37,300	36,700	29,000	28,500	23,600	23,200	
6		ひとり親 世帯等以 外の世帯	51,200	50,300	51,200	50,300	29,000	28,500	23,600	23,200	
7	301,000円以上 397,000円未満	ひとり親 世帯等	59,200	58,200	59,200	58,200	29,000	28,500	23,600	23,200	
8		ひとり親 世帯等以 外の世帯	66,500	65,400	60,900	59,900	29,000	28,500	23,600	23,200	

」

を

「

2	市町村民税均等 割非課税世帯	ひとり親 世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
2		ひとり親	7,200	7,000	7,200	7,000	5,000	4,900	5,000	4,900

— B		世帯等以外の世帯									
3 — A	第2階層を除き、市町村民	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,650	7,500	7,650	7,500	6,000	5,800	6,000	5,800
3 — B			ひとり親世帯等以外の世帯	15,600	15,300	15,600	15,300	13,200	12,900	13,200	12,900
4 — A	第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	9,000	8,800	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
4 — B			ひとり親世帯等以外の世帯	24,000	23,500	24,000	23,500	21,600	21,200	21,600	21,200
4 — C		77,101円以上 97,000円未満	24,000	23,500	24,000	23,500	21,600	21,200	21,600	21,200	
5		97,000円以上 169,000円未満	37,300	36,700	37,300	36,700	29,000	28,500	23,600	23,200	
6		169,000円以上 301,000円未満	51,200	50,300	51,200	50,300	29,000	28,500	23,600	23,200	
7		301,000円以上 397,000円未満	59,200	58,200	59,200	58,200	29,000	28,500	23,600	23,200	
8		397,000円以上	66,500	65,400	60,900	59,900	29,000	28,500	23,600	23,200	

に改め、同表備考8中「第2-B階層、第3-B階層」を「第3-B階層」に改め、同表備考9中「第3-A階層」を「第2-B階層、第3-A階層」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、平成29年度以後の利用者負担額について適用し、平成28年度以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の2第1項及び第2項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該

児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第9条の6中「第9条の3第2項第3号」を「第9条の3第3項第3号」に改める。

第16条の見出しを削り、同条の前に「(介護休暇)」を付し、同条第1項中「次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。」を「次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿(介護休暇用)(様式第3号)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

第16条に次の5項を加える。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿(介護休暇用)に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の次に次の2条を加える。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員に係る介護休暇の単位は、市長の定めるところによる。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(労働基準法第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「条例第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第23条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「の承認」を「又は介護時間の承認」に、「介護休暇用休暇簿(様式第3号)」を「休暇簿(介護休暇用)又は休暇簿(介護時間用)(様式第4号)」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合は、市長が定める期間)」を加える。

第25条第1項ただし書中「同項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別表第2第3号中「子」の次に「(条例8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)」を加え、同表第9号中「親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。」を加え、同表第12号中「小学校」を「中学校」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第16条関係)

		休暇簿 (介護休暇用)	所属	氏名	(第一面)
※要介護者に関する事項		氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
		続柄			
		同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
		介護が必要となった時期			
		年 月 日			

指定期間の申出・指定														
第1回					第2回					第3回				
※申出の期間	※申出日	※本人印	所属長の印	期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	所属長の印	期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	所属長の印	期間
年月日から 年月日まで				月 日	年月日から 年月日まで				月 日	年月日から 年月日まで				月 日
備考					備考					備考				

指定期間の延長・短縮														
第1回					第2回					第3回				
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	所属長の印	延長・短縮後の期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	所属長の印	延長・短縮後の期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	所属長の印	延長・短縮後の期間
(年月日から) 年月日まで				月 日	(年月日から) 年月日まで				月 日	(年月日から) 年月日まで				月 日
(年月日から) 年月日まで				月 日	(年月日から) 年月日まで				月 日	(年月日から) 年月日まで				月 日
備考					備考					備考				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の請求・承認											
※ 請求の期間					※ 請求	※ 本人印	※ 承認の可否		決裁	勤務時間管理員処理	備考
年	月	日	時間	日・時間数	年月日		所属長の印				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日		<input type="checkbox"/> 承認				
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 承認				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第二面)

介護休暇の取消し等									
※ 休暇の取消し等の期間					※ 本人印	決裁		勤務時間管理員処理	備考
年	月	日	時間	日・時間数		所属長の印			
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					
年	月	日から	時 分～時 分	日					
年	月	日まで	時 分～時 分	時					

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第三面)

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第23条関係)

休 暇 簿
(介護時間用)

所属	氏名
----	----

(第一面)

※ 要介護者に関する事項	氏名			※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
	続柄										
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居								
	介護が必要となった時期	年 月 日									
連続する3年の期間			年 月 日から 年 月 日まで								
※ 請求の期間					※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		勤務時間管理員処理	備 考
年 月 日			時 間		年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	所属長の印			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 請求の期間					※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		勤務時間管理員処理	備 考
年 月 日			時 間		年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	所属長の印			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第二面)

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		勤務時間管理 員処理	備 考
年 月 日	時 間				所属長 の印			
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					
年 月 日	から	午前 時 分	～ 時 分					
年 月 日	まで	午後 時 分	～ 時 分					

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第16号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3出し中及び同条中「条例第2条の2第3号イ」を「条例第2条の3第3号イ」に改める。

第3条中「条例第3条第4号」を「条例第3条第5号」に改める。

第3条の2第1項中「条例第3条第7号」を「条例第3条第8号」に改め、「条例第2条の2第3号」を「条例第2条の3第3号」に改める。

第3条の2第2項中「条例第3条第7号」を「条例第3条第8号」に改める。

第9条中「条例第11条第5号」を「条例第11条第6号」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第2号(第3条の2関係)

育児休業承認請求書

殿 下記のとおりに 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。	年 月 日 請求者 所属 職 名 氏 名 印
--	--

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日	生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名		
	育児休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考			

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、大和高田市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第7号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には、☑印を記入すること。

様式第3号(第5条関係)

養育状況変更届

年 月 日

殿

請求者 所 属
職 名
氏 名 印

次のとおり 育 児 休 業
育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出
育 児 時 間
ます。

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
その他 ()
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には☑印を記入すること。

様式第4号(第11条関係)

育児短時間勤務承認請求書

殿 育児短時間勤務の承認 下記のとおりに 育児短時間勤務の期間の延長	年 月 日 請求者 所属 職 名 氏 名 印 を請求します。
---	---

1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年	月	日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長					
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認					
	(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項第 号の勤務の形態)					
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :)	火 (: ~ :)	水 (: ~ :)	木 (: ~ :)	金 (: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	-----	年	月	日から	年	月
6 備考						

- (注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□には、☑印を記入すること。

様式第5号(第15条関係)

(表)

部分休業承認請求書

殿 請求者 所 属 職 名 氏 名	年 月 日 印		
下記のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 請求に係る子について、(ア)職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 4 該当する□には、☒印を記入すること。

(裏)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	任命権者印	備考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第17号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市公報発行規則の一部改正)

第1条 大和高田市公報発行規則（昭和24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第2条 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

企画政策部	企画法制課	企画法制グループ 観光企画調整係
	秘書課	秘書係
	広報情報課	広報広聴係 情報管理係
	人事課	人事グループ
財務部	財政課	財政グループ
	財産管理課	文書管財係 庁舎建設準備係
	税務課	固定資産税係 市民税係
収納対策室		収納対策グループ

」を

「

企画政策部	企画広報課	企画政策グループ 広報広聴係
	秘書課	秘書係
	法務情報課	法務係 情報管理係
	人事課	人事グループ
財務部	財政課	財政グループ
	財産管理課	文書管財係
	税務課	固定資産税係 市民税係
収納対策室		収納対策グループ
庁舎建設準備室		庁舎建設準備係

」に改め、

同表市民部の部産業振興課の項中「商工振興係」を「商工観光係」に改め、同表福祉部の部保護課の項中「生活困窮者自立支援係」を「くらし・せいかつ支援係」に改め、同表環境建設部の部営繕住宅課の項中「建築営繕係」を「建築営繕グループ」に改め、同条第2項の表中「広報情報課」を「企画広報課」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款を次のように改める。

企画広報課

企画政策グループ

- (1) 基本構想、基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関すること。
- (3) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関すること。
- (4) 行政評価及び目標管理に関すること。
- (5) 行政組織、事務の分掌及び職制に関すること。
- (6) 行政の効率化に関すること。
- (7) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関すること。
- (8) 総合教育会議に関すること。
- (9) 市のマスコットキャラクターに関すること。
- (10) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。
- (11) 課内の他の係の補助に関すること。

広報広聴係

- (1) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。
- (3) 市勢要覧、広報誌等の発行に関すること。
- (4) 市のホームページの管理運営に関すること。
- (5) 市民相談及び消費者支援対策に関すること。
- (6) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。
- (7) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。
- (8) 国際交流の推進に関すること。
- (9) 行政不服審査会に関すること。
- (10) 課内の他のグループの補助に関すること。

第4条第1項企画政策部の部広報情報課の款中「広報情報課」を「法務情報課」に改め、同款広報広聴係の項を次のように改める。

法務係

- (1) 法令解釈及び運用に関すること。
- (2) 条例、規則等の制定改廃に係る立案及び審査に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 例規集の編さん及び公報の発行に関すること。
- (5) 情報公開に係る事務の総括に関すること。
- (6) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
- (7) 行政手続の適正化に関すること。
- (8) 訴訟、和解及び調停の総括に関すること。
- (9) 政治倫理に関すること。
- (10) 公平委員会に関すること。
- (11) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項財務部の部財産管理課の款中庁舎建設準備係の項を削り、同部に次の款を加える。

庁舎建設準備室

- (1) 新庁舎建設の準備に関すること。

第4条第1項市民部の部人権施策課の款推進係の項中

「(6) 課内の他の係の補助に関すること。」を

「(6) 人権擁護委員に関すること。

(7) 課内の他の係の補助に関すること。」に改め、同部まちづくり振興室産業振興課の款中「商工振興係」を「商工観光係」に、

「(13) 課内の他の係の補助に関すること。」を

「(13) 観光事業進行施策の企画及び総合調整に関すること。

(14) 観光宣伝に関すること。

(15) 観光施設の整備及び管理に関すること。

(16) 観光行事に関すること。

(17) 課内の他の係の補助に関すること。」に改める。

第4条第1項福祉部の部保護課の款中「生活困窮者自立支援係」を「暮らし・せいかつ支援係」に改める。

第4条第1項環境建設部の部営繕住宅課の款中「建築営繕係」を「建築営繕グループ」に改め、同款住宅入居管理係の項中

「(4) 課の他の係の補助に関すること。」を

「(4) 課の他のグループの補助に関すること。」に改め、同部クリーンセンター企画整備課の
款企画総務係の項中

「(11) 課内の他の係の補助に関すること。」を

「(11) 課内の他のグループの補助に関すること。」に改め、同款中「施設管理係」を「施設
管理グループ」に改め、同款広域化準備係の項中

「(3) 課内の他の係の補助に関すること。」を

「(3) 課内の他のグループの補助に関すること。」に改める。

(大和高田市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市法令遵守推進条例施行規則(平成24年規則第2号)の一部を次のように改正す
る。

第11条第3号中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市文書規則の一部改正)

第4条 大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第9条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

第34条中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

別表第2条情報公開・個人情報保護の項中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護担当課」
に改める。

(大和高田市公印規則の一部改正)

第5条 大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項、第3項及び第5項中「広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市情報公開審査会規則の一部改正)

第6条 大和高田市情報公開審査会規則(平成11年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

(大和高田市個人情報保護審査会規則の一部改正)

第7条 大和高田市個人情報保護審査会規則(平成13年規則第34号)の一部を次のように改正す
る。

第4条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

(大和高田市個人情報保護運営審議会規則の一部改正)

第8条 大和高田市個人情報保護運営審議会規則(平成13年規則第35号)の一部を次のように改
正する。

第5条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

(大和高田市コンピュータシステム運用管理規則の一部改正)

第9条 大和高田市コンピュータシステム運用管理規則(平成14年規則第16号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第4号中「広報情報課」を「法務情報課」に改める。

第5条第1項中「広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市総合計画審議会規則の一部改正)

第10条 大和高田市総合計画審議会規則(昭和49年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市行政企画委員会規則の一部改正)

第11条 大和高田市行政企画委員会規則(昭和35年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第12条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成28年規則第38号)の

一部を次のように改正する。

第8条中「広報情報課長」を「企画広報課長」に、「広報情報課広聴係」を「企画広報課広報広聴係」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第18号

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市児童手当事務処理規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第17号中

「 なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の審査請求に対する決定を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。」

を

「 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

児童手当・特例給付支払通知書

児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の

特例給付

口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項(同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。)若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

受給者氏名	
支払期間	
支払金額	
支払年月日	

問い合わせ番号：

大和高田市長

印

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第19号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第73条第3項中「職員は、」の次に「次項の」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「備品使用書の写しの送付を受けたときは」を「備品購入に係る支出命令を受けたときは、当該備品を使用する職員に備品使用書を送付し」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第1中

「

企画法制課	課長	公文書の写しの発行に係る複写料の収納 ふるさと応援寄附金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	----	--

」を

「

企画広報課	課長	ふるさと応援寄附金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	----	--

」に、

「

広報情報課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	----	-----------------------------

」を

「

法務情報課	課長	公文書の写しの発行に係る複写料の収納 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	----	---

」に、

「

収納対策室	室長及び課長	市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税及びその附帯金に係る収納 市税等滞納整理及び滞納処分等に係る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	--------	--

」を

「

収納対策室	室長及び課長	市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税及びその附帯金に係る収納 市税等滞納整理及び滞納処分等に係る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------	--------	--

庁舎建設 準備室	室長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
-------------	----	-----------------------------

」に、

「

クリーン センター 美化推進 課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
下水道課	課長	公共下水道に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管

」を

「

クリーン センター 美化推進 課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管
---------------------------	----	-----------------------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第21号

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則（大和高田市保育所条例施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第7項、第8項」を「第6項、第7項」に改める。

第14条に次の2項を加える。

2 市長は、次に掲げる場合であつて必要があると認めるときは、給食費の全部又は一部を減免することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、給食の提供を受ける子どもの保護者が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であつて、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別に必要と認めるとき。

3 前項の規定により給食費の減免を受けようとする保護者は、減免を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第7項及び第8項」を「第6項及び第7項」に改める。

第14条に次の2項を加える。

2 市長は、次に掲げる場合であつて必要があると認めるときは、給食費の全部又は一部を減免することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、給食の提供を受ける子どもの保護者が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であつて、かつ生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別に必要と認めるとき。

3 前項の規定により給食費の減免を受けようとする保護者は、減免を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第22号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成29年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5イの表中「

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

」を

「

36
36
37
37
38
38
39
39

40
40
41
41
42
42
43

」に改める。

別表第5ロの表中「

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

」を

「

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

」に改める。

別表第5ハの表中「

54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

」を

「

53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

」に、

「

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69
69
69
70
70
70
71
71

」を

「

65
66
66
66

66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69
69
70
70

」に改める。

別表第5への表中「

82
82
82
82
83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
85
85
86
86
86
86
86
87
87
87
87

88

」を

「

- 81
- 82
- 82
- 82
- 82
- 82
- 83
- 83
- 83
- 83
- 83
- 84
- 84
- 84
- 84
- 84
- 85
- 85
- 85
- 86
- 86
- 86
- 87
- 87
- 87

」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第23号

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則（平成21年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号を削る。

様式第1号中

「

<input type="checkbox"/> し尿処理手数料	30	地区コード() 整理番号()	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 水洗便所改造資金貸付償還金			期別納付	年 月分から

」を

「

<input type="checkbox"/> し尿処理手数料	30	地区コード（ ）整理番号（ ）	期別納付	年 月分
----------------------------------	----	-----------------	------	------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の様式第1号の用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。

規則第24号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月24日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条中「に規定する」を「の規定により」に、「14日間」を「14日」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「に規定する」を「の」に、「14日間」を「14日」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「に規定する」を「の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自転車等の移動に必要な措置）

第4条 市長は、条例第9条並びに第9条の2第2項及び第3項の規定により自転車等を移動する場合において、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）により係留されているため容易に移動することが困難であると認めるときは、当該チェーン等の切断その他必要な措置を講じることができる。

2 前項の規定によりチェーン等を切断した場合に生ずる損害について、市はその責めを負わないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

種別	金 額（1台につき）
移動費	2,000円
保管費	1 移動の日から14日以内は無料とする。
	2 1の無料期間を経過した日以後は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円
	3 総額は、1,000円を限度とする。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

訓 令

訓令第1号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

行政組織の変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱の一部改正)

第1条 大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱(平成24年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「広報情報課長」を「企画広報課長」に改める。

(大和高田市総合教育会議設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市総合教育会議設置要綱(平成27年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第3条 大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「企画法制課長」を「企画広報課長」に改め、同項第4号中「広報情報課長」を「企画広報課長」に改め、同項第5号及び第6号中「広報情報課長」を「法務情報課長」に改め、同項第12号から第15号までの規定中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

別表第2の1 企画政策部の項第2号を次のように改める。

(2) 企画広報課長の専決事項

- ア 主要企画のための資料収集及び作成に関する事。
- イ 広報活動の連絡調整に関する事。
- ウ 市民相談の処理に関する事。
- エ 報道機関との連絡調整に関する事。
- オ 姉妹都市提携事業の連絡調整に関する事。
- カ 消費者行政団体との連絡調整に関する事。

別表第2の1 企画政策部の項第4号を次のように改める。

(4) 法務情報課長の専決事項

- ア 公平委員会の所掌に係る事務のうち別表第1に掲げる事務に関する事。
- イ 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関する事。
- ウ コンピューターシステムに関する資料の収集及び作成に関する事。
- エ コンピューターシステムの運用管理に関する事。
- オ コンピューター機器台帳の作成に関する事。

別表第2の2 財務部の項第6号及び第7号を削る。

別表第2の3 市民部の項第8号に次のように加える。

- ウ 観光事業に関し、各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。

別表第2の7 上下水道部の項を削り、同表8 改革推進局の項を同表7 改革推進局の項とする。

(大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱(平成16年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「広報情報課」を「法務情報課」に改める。

(大和高田市ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第5条 大和高田市ネットワークシステム運用管理規程(平成14年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「広報情報課」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市情報化推進本部設置要綱の一部改正)

第6条 大和高田市情報化推進本部設置要綱(平成14年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「広報情報課」を「法務情報課」に改める。

別表中「、企画法制課長」を「、企画広報課長」に、「、広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市情報化推進委員設置要綱の一部改正)

第7条 大和高田市情報化推進委員設置要綱(平成14年訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

(行政手続法及び大和高田市行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱の一部改正)

第8条 行政手続法及び大和高田市行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱(平成22年訓令第12号の2)の一部を次のように改正する。

第8条第5項及び第11条中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱の一部改正)

第9条 大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱(昭和60年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市行財政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第10条 大和高田市行財政改革推進本部設置要綱(昭和60年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市法令審査会規程の一部改正)

第11条 大和高田市法令審査会規程(平成8年訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「企画法制課長」を「法務情報課長」に、「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

第8条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

(能率改善等の職員の提案に関する規程の一部改正)

第12条 能率改善等の職員の提案に関する規程(昭和34年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第10条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第13条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱(平成19年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「企画法制課長」を「企画広報課長」に改める。

(大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第14条 大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱(平成26年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「広報情報課長」を「企画広報課長」に改める。

(大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第15条 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成28年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「企画法制課長」を「企画広報課長」に改める。

（大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部改正）

第16条 大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱（平成25年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

（大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正）

第17条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱（平成28年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「企画法制課長」を「企画広報課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

訓令第2号

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱（平成27年訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第3号

大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱（平成25年訓令第11号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第8号の2

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年1月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱（平成13年告示第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「月曜日」を「毎月第1月曜日及び第3月曜日」に改める。

第6条第1項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「（以下「各種手帳」という。）」を加え、同

条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するきぼう号カード（市内公共施設バス優待乗車証）の交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1）本市に住所を有し、かつ、各種手帳の交付を受けている者 市の窓口において当該各種手帳の交付を行う際に交付する方法

（2）本市に住所を有し、かつ、70歳以上の者 満70歳に到達する誕生日の属する月の前月の末日までに郵送により交付する方法

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

告示第20号

大和高田市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱を次のように定める。

平成29年2月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金（経済対策分）の支給事業に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この告示において「臨時福祉給付金」とは、前条の目的を達成するために本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 この告示に基づき臨時福祉給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成27年告示第89号。以下「給付金要綱」という。）第3条第1項の臨時福祉給付金の支給対象者（同条第4項から第6項までの適用を受ける者を含む。）とする。

（支給額）

第4条 支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき15,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 臨時福祉給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、前項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

（申請及び支給の方式）

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）（様式第1号）又は臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）（施設入所等児童等用）（様式第2号）以下これらを「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び臨時福祉給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口において市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。
- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点における申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
 - (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認めるもの
- 2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、申請者に対して臨時福祉給付金を支給するものとする。

- 2 基準日において、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたがいずれかの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次項において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次の第1号から第6号までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以降に生まれた者）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）については、当該児童分の臨時福祉給付金につき、当該児童等の保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（本市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により

家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

(2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは、精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所し、又は入院している者に限る。)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

3 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしているもの(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であつて、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。))若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

(2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13

年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令をいう。)が出されていること。

(3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(4) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

4 基準日において、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき、当該者の養護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(本市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、臨時福祉給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民に周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条の規定による申請(代理申請を含む。)が行われなかった場合は、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者(その代理人を含む。)の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者があるときは、その者に支給した臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、臨時福祉給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様

臨時福祉給付金(経済対策分)申請書(請求書)

大和高田市長 殿

お問い合わせ番号

バーコード

受付印

1. 申請者(請求者)

私は、裏面の誓約・同意事項に誓約・同意の上、次のとおり臨時福祉給付金(経済対策分)(対象者1人につき15,000円)を申請(請求)します。

Table with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号. Includes a stamp area labeled '印'.

※ 申請者(請求者)の押印が必要です。

2. 支給対象者

上記「1. 申請者(請求者)」が、同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理で申請(請求)する場合には、次の欄に既に印字されている支給対象者の氏名等をご確認ください。

Table with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日. Multiple rows for additional recipients.

※ 支給対象者全員分の押印が必要です。

3. 受取方法 (該当する受取方法のA又はB若しくはCのチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□A 平成28年度臨時福祉給付金と同じ受取口座(下記)への振込

Table with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カタカナ).

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□B 新たに指定した金融機関口座(「1. 申請者(請求者)」又は「5. 代理人」の口座に限ります。)への振込

●Bをご選択の場合は、「預金通帳」か「キャッシュカード」の写しと「本人確認書類」の写しを添付してください。

Table with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号(右詰めでお書きください。), フリガナ口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□C 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

●Cをご選択の場合は、「本人確認書類」の写しを添付してください。

(必ず裏面もご確認ください)

4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合(※該当の方のみ記入してください。)

平成28年1月1日時点で、表面「2. 支給対象者」を扶養していた方(扶養者)があり、その方の住所が大和高田市外の場合、扶養者の氏名等を記入してください。

※扶養者の非課税証明書を貼付してください。

支給対象者の番号(表面2)	扶養者	フリガナ	性別	生年月日	住所 (平成28年1月1日時点の住民票記載の住所)
		氏名			
		印	男・女	年 月 日	電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

5. 代理申請・受給を行う場合(※代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。)

代理人	フリガナ	性別	生年月日	申請者との関係	住所
	氏名				
	印	男・女	年 月 日	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	電話番号 ()

私は、上記の者を代理人と認め、臨時福祉給付金(経済対策分)の(申請・請求・受給)を委任します。

「1. 申請者(請求者)」の氏名

印

○申請者(請求者)との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

※記名押印に代えて署名することができます。

1. 同一世帯: 支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が適当と認める方

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度の臨時福祉給付金(3,000円)を受給(受給していない場合は平成28年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当)しており、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、臨時福祉給付金(経済対策分)の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者(請求者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給後、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等により臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金(経済対策分)を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

【必要な添付書類】

○ **本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)**

- ※ 世帯で申し込まれる方は、必ず**支給対象者全員分**の本人確認書類を添付してください。
- ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面「1. 申請者(請求者)」に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

(注) 平成28年度臨時福祉給付金と同じ受取口座への振込を希望される場合(口座情報が印字されている場合に限る。)、上記の添付書類は不要で「申請書のみ」の提出となります。

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)

表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる「預金通帳」か「キャッシュカード」の写し

扶養者が大和高田市外の場合の当該扶養者の非課税証明書(写し 貼付け)

- ほとんどの方は添付の必要がありませんが、次の方のみ書類の添付が必要
[4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合]に記載の方

市使用欄	不足・不備 □ 本人確認書類(申請者・支給対象者) □ 口座確認書類 □ 法定代理人確認書類 □ 扶養者の非課税証明書 □ その他	1次審査	2次審査		備考
		日付・サイン	支給の可否	支給予定日	
			支給	日付・サイン	
			不支給		

様式第2号(第6条関係)

【施設入所等児童等用】

臨時福祉給付金(経済対策分) 申請書(請求書)(案)



大和高田市長 殿

記入日 年 月 日

Table with 4 columns: 施設等の名称, 施設等の種類, 設置者等の氏名(法人名等), 施設等が所在する住所又は里親住所地. Includes a field for 電話番号.

- 1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
□ A 施設職員等による代理申請
□ B 本人による申請

2. 代理申請を行う者

Table for proxy applicant details: フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 施設等における役職, 印.

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の「誓約・同意事項」(1)～(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(経済対策分)(対象者1人につき15,000円)を申請します。

3. 申請者(請求者)

Table for applicant details: フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 住所(平成28年1月1日時点の住民票記載の住所).

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の「誓約・同意事項」(1)～(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(経済対策分)(対象者1人につき15,000円)を申請します。

4. 支給額(請求額)

支給対象者 人 × 1万5千円 = 支給額(請求額) の合計 円

※3の申請者(請求者)又は別紙様式1の支給対象者の合計

5. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込(施設職員等による代理申請の場合)
□ B 指定の金融機関口座(3.の申請者(請求者)の口座に限ります。)への振込

【受取口座記入欄】

Table for receiving account details: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, フリガナ口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□ C 現金による支給

(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(裏面もご確認ください)

(申請書裏面)

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度の臨時福祉給付金(3,000円)を受給(受給していない場合は、平成28年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当)しており、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、臨時福祉給付金(経済対策分)の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者・請求者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給後、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金(経済対策分)を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

必ず添付が必要

[施設職員等による代理申請の場合]

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例) 措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

[本人による申請の場合]

- 本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)※

必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 「1. 申請方法 A 施設職員等による代理申請」に基づき別紙様式1に記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2に添付してください。

告示第37号

大和高田市健康増進介護予防事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市健康増進介護予防事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市健康増進介護予防事業実施要綱(平成18年告示第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、「健康増進介護予防事業」の次に「の名称」を加え、「という事業名で実施する」を「とする」に改める。

第4条第1号中「60歳以上」を「55歳以上」に改め、同条第2号中「が体力の衰えを感じている」を削り、同条第3号中「第7条第1項に規定する市長が指定する基本健診(以下「健診」という。)」を「教室の受講申込み後に市が行う看護師による事前問診(以下「問診」という。)」に改める。

第5条第1項中「、医師の指示に基づき」を削り、「、運動指導員(以下「訓練担当者」という。)」を「又は運動指導員」に改める。

第6条中「全9回」を「全12回」に改める。

第7条第1項中「基づき、」の次に「大和高田市元気いっぱい教室受講申込書(様式第1号)により」を加え、「健診を受診し」を「問診を受け」に改め、同条第2項中「健診」を「問診」に改め、「医師から」を削り、「承諾」を「承諾」に、「旨の通知をし、運動開始前質問票(別記様式)を送付」を「旨を大和高田市元気いっぱい教室受講承諾通知書(様式第2号)により通知」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「健診」を「問診」に改め、「医師から」を削り、「申請者」を「申込者」に改め、「理由を」の次に「大和高田市元気いっぱい教室受講不承諾通知書(様式第3号)により」を加え、同項を同条第3項とする。

第8条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条第1号中「大和高田市から転出したとき及び」を削り、同条中第5号を第6号とし、同条第4号中「承認」を「承諾」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 心身状況から受講が不相当と市長が判断したとき。

第8条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大和高田市から転出したとき。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定をしたときは、大和高田市元気いっぱい教室受講取消通知書(様式第4号)により受講者に通知するものとする。

第10条中「要綱」を「告示」に改める。

別記様式を削り、附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号(第7条関係)

大和高田市元気いっぱい教室受講申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

このたび、大和高田市元気いっぱい教室を受講するに当たり、下記の事項について同意した上で、受講を申し込みます。

記

1. 本人の自己責任において健康管理を行い、良好な健康状態で受講します。
2. 受講中のケガについては、事業実施主体に対し、一切責任を求めないことを誓約します。
3. 測定等によって得られた個人情報以外のデータを今後の介護予防等の調査研究に使用することに同意します。

申 込 者	住 所			
	氏 名	印	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	電話番号			
緊 急 連 絡 先	住 所			
	氏 名	申込者との続柄		
	電話番号			

様式第2号(第7条関係)

大和高田市元気いっぱい教室受講承諾通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申込みのありました大和高田市元気いっぱい教室の受講の申込みについて、下記のとおり承諾しましたので通知します。

記

氏 名	
-----	--

住 所	
受講開始日	年 月 日から

様式第3号(第7条関係)

大和高田市元気いっぱい教室受講不承諾通知書

年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申込みのありました大和高田市元気いっぱい教室の受講の申込みについて、下記の理由により不承諾としますので通知します。

記

申 込 者	住 所	
	氏 名	
不承諾理由		
備 考		

様式第4号(第8条関係)

大和高田市元気いっぱい教室受講承諾取消通知書

年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで受講の申込みを承諾した大和高田市元気いっぱい教室について、下記の理由により受講の承諾を取り消したので通知します。

記

氏 名	
取消年月日	年 月 日

取消しの理由

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第46号

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示

大和高田市開発指導要綱（平成14年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「都市計画法」を「法」に改める。

第21条第3項中「開発行為」を「第3条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（以下「開発行為等」という。）」に改め、「工事完了」の次に「等の」を加え、同条第5項中「開発行為」を「開発行為等」に改め、「工事完了」の次に「等の」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第21条関係）

開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、乙が開発事業を施行するに当たり大和高田市開発指導要綱（以下「要綱」という。）の規定による協議に基づき設置される公共公益施設（用地も含む。）の帰属及び管理について、要綱第21条第2項の規定により次のとおり協定を締結する。

（開発事業の内容）

第1条 乙が施行する開発事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発場所 大和高田市
- (2) 開発面積 _____ m²
- (3) 建築物の用途 _____

（公共公益施設の帰属・管理の内容）

第2条 当該開発事業により設置される公共公益施設の帰属・管理の内容については、次の表のとおりとする。

公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積 (㎡)	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積 (㎡)	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積 (㎡)	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積 (㎡)	㎡
概要	

(公共公益施設の用に供する土地の帰属手続)

第3条 当該開発事業により設置される公共公益施設の用に供する土地の帰属手続の時期については、開発工事完了検査後で各項目が完了した後とする。

2 乙は、前条の帰属する土地について、大和高田市公有財産規則第2条により所有権以外の権利を抹消の上所有権移転のための登記手続に必要な大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱第6条に規定する各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の書類の審査後、奈良県に対し帰属手続に必要な書類の提出があった旨を伝え、検査済証又は位置指定通知の発行を行うよう連絡する。

4 第2項に要する書類、分筆及び公衆用道路等への地目変更に要する費用は、乙の負担とする。

(公共公益施設の管理)

第4条 第2条により甲が管理することとなる公共公益施設の管理引継ぎの時期については、別紙1のとおりとする。

2 乙は、当該施設の整備工事等完了後に「公共公益施設の管理引継書」の提出を行い引継ぎ検査を受け、維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項完遂後検査の合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。

(開発事業の譲渡及び権利義務の履行)

第5条 乙は、移管手続の完了前に開発事業に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲と協議の上、乙においてその者にこの協定を履行させるものとする。

(疑義の決定等)

第6条 この協定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定し、処理するものとする。この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大和高田市大中100番地1
大和高田市
大和高田市長

印

乙

印

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市開発指導要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた事前協議から適用し、施行日前になされた事前協議については、なお従前の例による。

告示第47号

大和高田市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。）の規定に基づく特定教育・保育に要する費用（以下「公定価格」という。）の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法及び内閣府告示において使用する用語の例による。

(対象施設)

第3条 この告示に定める公定価格は、法第27条第1項の特定教育・保育施設（市が設置する施設に限る。）に適用する。

(公定価格)

第4条 内閣府告示第16条の規定により市長が定める額は、内閣府告示別表2に定める額とする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第49号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市紹介DVD貸出し要綱の一部改正)

第1条 大和高田市紹介DVD貸出し要綱(平成28年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「広報情報課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱（平成17年告示第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画法制課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市広告掲載要綱の一部改正)

第3条 大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項第1号中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改める。

第20条第3項中「広報情報課長」を「企画広報課長」に改める。

第22条中「広報情報課」を「企画広報課」に改める。

(大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第4条 大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年告示第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

第7条第2項第5号を削る。

(大和高田市人権啓発推進本部設置規程の一部改正)

第5条 大和高田市人権啓発推進本部設置規程（平成14年告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「広報情報課長」を「企画広報課長」に改める。

(大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正)

第6条 大和高田市支援調整会議設置要綱(平成27年告示第53号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画法制課長」を「企画広報課長」に、「広報情報課長」を「法務情報課長」に改める。

(大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正)

第7条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号ア中「広報情報課」を「企画広報課」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第50号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中第2号を削り、第3号と第2号とする。

第4条中「支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の60パーセントに相当する額とする。ただし、当該額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないもの」を「次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 対象講座の受講開始日の時点において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が200,000円を超えるときは200,000円とし、12,000円を超えない場合は支給しないものとする。）

(2) 前項以外の支給対象者 前号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
第7条第1項第5号中「受講者」を「申請者」に改め、同項第6号中「受講者」を「申請者」に、「支払った教育訓練経費」を「対象講座の受講のために支払った費用」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類様式第1号中

「

公共職業安定所の教育訓練給付受給資格等の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が	ある・ない
------------------------	--------------------------------	-------

」

を

「

公共職業安定所の一般教育訓練給付受給資格等の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が	ある・ない
--------------------------	-----------------------------------	-------

」

に、

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。」

を

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。」

に改める。

様式第3号の備考2中

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。」

を

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。」

に改める。

様式第4号及び様式第5号中

「

所要費用	入学料	円、受講料	円、合計額	円
------	-----	-------	-------	---

」

を
「

所 要 費 用	入学料	円、受講料	円、合計額	円
雇用保険法による一般 教育訓練給付金の 受 給 額				円

に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第51号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、大和高田市一般廃棄物処理基本計画を定めるので、大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第14条の規定により告示します。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 計 画 名：大和高田市一般廃棄物処理基本計画
2. 計画概要：平成18年10月に策定された一般廃棄物処理基本計画（前計画）が平成28年度を目標年度としたものであるため、一般廃棄物処理基本計画策定指針（環境省：平成28年9月）に基づいた一般廃棄物処理基本計画を新たに定める。
3. 計画年度：（初年度）平成29年度
（中間目標）平成35年度
（目標年度）平成43年度

告示第52号

大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部を改正する告示
大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱（平成28年告示第70号の2）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項の任期の途中で新たに委嘱又は任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第64号の3

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

クリーンセンター技能員	—	7,200円	920円
-------------	---	--------	------

」を

「

クリーンセンター技能員	収集作業員	—	8,500円	1,090円
	工場作業員	—	7,200円	920円

」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年5月15日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年5月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,830千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,507,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		100,000	7,830	107,830
	1. 繰越金	100,000	7,830	107,830
補正されなかった科目に係る額		23,400,000	0	23,400,000
歳入合計		23,500,000	7,830	23,507,830

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,443,577	7,830	2,451,407
	6. 社会教育費	420,803	7,830	428,633
補正されなかった科目に係る額		21,056,423	0	21,056,423
歳出合計		23,500,000	7,830	23,507,830

告示第67号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年5月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年9月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年2月1日から平成29年2月28日までの間

告示第68号

大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年5月15日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安心安全で住みよい明るいまちづくりを目指し、自治会等が行うLED防犯灯の設置に要する経費の全部又は一部に充てるため予算の範囲内で大和高田市LED防犯灯設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会等 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織又は認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体をい

う。)をいう。

(2) 防犯灯 主として夜間における犯罪の防止を図るために自治会等が設置及び維持管理する市道その他の道路等に設置する照明灯をいう。

(3) LED防犯灯 防犯灯のうち、光源に消費電力の少ない発光ダイオードを使用したもの又は同等以上の性能を有すると認められる照明灯をいう。

(4) 灯具設置用照明柱 LED防犯灯を設置するための鋼管柱、コンクリート柱、木柱等の独立柱をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、自治会等が行う次に掲げる事業とする。ただし、国、県又はこの告示によらない他の補助制度の適用を受けている場合にあつては、補助金の対象としない。

(1) 防犯灯が設置されていない場所に新たにLED防犯灯を設置する事業(次号に掲げる事業のうち撤去する防犯灯が設置されている壁面から半径5メートルを超える場所に新たにLED防犯灯を設置する事業を含む。)

(2) 補助金の交付を受けずに設置した防犯灯を撤去し、新たにLED防犯灯を設置する事業(前号に掲げる事業に含まれるものを除く。)

(3) 第1号に規定する事業に附帯して灯具設置用照明柱を新設する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) LED防犯灯機器本体及び附属部材に係る経費

(2) 灯具設置用照明柱本体及び附属部材に係る経費

(3) 設置工事に係る費用(既設の防犯灯を撤去するための経費を含む。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助の対象となる経費の総額が当該各号に定める額に満たないときは、当該補助の対象となる経費の総額を補助金の額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業 LED防犯灯1基につき20,000円

(2) 第3条第2号に掲げる事業 LED防犯灯1基につき15,000円

(3) 第3条第3号に掲げる事業に要する経費 照明柱1本につき30,000円

2 前項ただし書の規定により補助金の額を決定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、LED防犯灯設置事業補助金事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) LED照明灯を設置する位置を明示した地図

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請)

第7条 申請者は、LED防犯灯設置事業補助金申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、事業を着手するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 大和高田市LED防犯灯設置事業事前協議書の写し

(2) 見積書の写し

(3) LED照明灯を設置する位置を明示した地図

(4) 灯具詳細表(様式第3号)

(5) 設置するLED防犯灯に係るカタログの写しその他形状等が分かる書類

(6) 土地管理者の承諾書の写し（灯具設置用照明柱を設置する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。この場合において、補助金を交付する決定をしたときはLED防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しない決定をしたときはLED防犯灯設置事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、補助事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちにLED防犯灯設置事業補助金変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の可否を決定したときは、LED防犯灯設置事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助事業が完了したとき（前条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は当該補助事業に係る交付の決定があった日の属する会計年度が終了したときは、速やかに補助事業完了報告書（様式第8号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書、振込明細書その他支払の事実が分かるものの写し

(2) 補助事業着手前及び完了後の状況写真

(3) 電気事業者への電気契約手続に係る書類の写し又は電気事業者が発行する電気受給内容証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書及び添付書類の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、LED防犯灯設置事業補助金確定通知書（様式第9号）により事業者には通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、LED防犯灯設置事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

LED防犯灯設置事業補助金事前協議書

大和高田市長 様

届出者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名 印

電 話 番 号

LED防犯灯設置事業補助金の交付を受けたいので、大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり協議します。

1. 概要

設置区分	要 望	協議結果(市役所記入欄)
LED防犯灯設置	基	() 基
照明柱の設置	本	() 本

2. 添付書類

- LED照明灯を設置する位置を明示した地図
- その他市長が必要と認める書類

受 付 欄

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

LED防犯灯設置事業補助金申請書

大和高田市長 様

申請者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名 印

電 話 番 号

LED防犯灯設置事業補助金の交付を受けたいので、大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 設置件数

設置区分	設置件数
LED防犯灯設置	基
照明柱の設置	本

2. 事前協議書受付番号

番

3. 添付書類

- LED防犯灯設置事業補助金事前協議書の写し
- 見積書の写し
- LED照明灯を設置する位置を明示した地図
- 灯具詳細表
- 設置するLED防犯灯に係るカタログの写しその他形状等が分かる書類
- 土地管理者の承諾書の写し(灯具設置用照明柱を設置する場合に限る。)
- その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

灯具詳細表

No.	設置場所	設置LED灯具	設置箇所
1	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
2	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
3	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
4	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
5	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
6	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
7	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
8	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
9	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無
10	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱(番号) 電話柱(番号) その他() 照明柱設置 有・無

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

LED防犯灯設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、LED防犯灯設置事業補助金について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額

金 _____ 円

2. 交付の条件

3. その他

- ・大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・申請内容に変更が生じる場合は、速やかにLED防犯灯設置事業補助金変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- ・事業完了後は、速やかにLED防犯灯設置事業完了報告書により実績報告を行うこと。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

LED防犯灯設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、LED防犯灯設置事業補助金について下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付決定理由

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

LED防犯灯設置事業補助金変更承認申請書

大和高田市 様

事業者 団体名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名 印

電話番号

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けたLED補助事業を下記のとおり変更したいので、大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

変更等の内容

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市 市長 印

LED防犯灯設置事業補助金変更承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、LED防犯灯設置事業補助金変更承認について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 変更等の承認

承認 ・ 不承認

2. 不承認の場合の理由

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

補助事業完了報告書

大和高田市長 様

事業者 団体名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助事業が完了しましたので、大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額

金 _____ 円

2. 事業完了日

年 月 日

3. 添付書類

- 領収書、振込明細書その他支払いの事実が分かるものの写し
- 補助事業着手前及び完了後の状況写真
- 電気事業者への電気契約手続に係る書類の写し又は電気事業者が発行する電気受給内容証明書
- その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

LED防犯灯設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了の報告のあった補助事業について、補助金額を下記のとおり
確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

金 _____ 円

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

LED防犯灯設置事業補助金交付請求書

大和高田市長 様

事業者 団体名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電話番号

大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 補助金交付請求額

金 _____ 円

2. 補助金振込口座

金融機関	金融機関名					支店等				
	金融機関コード					支店コード				
フリガナ										

口座名義										
預金種別	普通 当座	口座番号								

告示第69号

大和高田市後援等に係る事務取扱要綱を次のように定める。

平成29年5月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市後援等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市以外の団体が行う事業又は行事（以下「事業等」という。）に対して、市が後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）をする場合の基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業等の趣旨に賛同し、補助金、負担金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行わず、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 市が事業等の企画又は実施に参画しないが、補助金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行うことをいう。
- (3) 共催 市が事業等の企画又は実施に参画し、当該事業等に職員等を配置し、又は参加させ、又は負担金その他の金銭の交付を行い、かつ、責任の一部を負うことをいう。

(承諾の基準)

第3条 後援等は、次の各号のいずれにも該当する事業等に限り承諾するものとする。

- (1) 事業等の目的及び開催日程が明確であること。
- (2) 広く一般市民を対象とした事業等であって、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等又は市を広く知らしめることが期待できる事業等である場合は、この限りでない。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力があると判断されるものであること。
- (4) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に係る措置がなされていること。
- (5) 参加者から入場料その他費用を徴収する事業等にあつては、当該費用の金額が類似する他の事業等において徴収する費用の額に比して不相当に高額でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等を承諾しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (3) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) その他後援等を承諾することが不相当と認められるもの

(申込手続)

第4条 市の後援等の承諾を受けようとする者は、原則として後援等の事業等を実施する日の1月前までに、後援等承諾申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 主催者の概要、活動目的及び活動実績を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業等関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
- (3) 事業等の目的及び計画を明らかにする書類(予算書を含む。)
- (4) 入場料その他費用を徴収する場合にあっては、事業等に係る収支予算書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(承諾の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申込み(以下「申込み」という。)があったときは、その内容を審査し、後援等を承諾するときは後援等承諾通知書(様式第2号)により、承諾することが適当でないと認めるときは後援等不承諾通知書(様式第3号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承諾に際して、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 後援等に使用する名義を大和高田市とすること。
- (2) 事業等を実施する際に生じた事故、災害等については、前項の規定により承諾を受けた団体の責任において処理を行うこと。

(事業等内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により承諾を受けた団体は、当該事業等を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、後援等承諾変更届出書(様式第4号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施事業等の報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、後援等を承諾した事業等の実施状況その他必要な事項について、後援等実施事業等報告書(様式第5号)により、団体に報告を求めることができる。

(承諾の取消し)

第8条 市長は、承諾した事業等又は団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 申込みの内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) その他市長が承諾を取り消すことが適当と認めたとき。

(事務主管課等)

第9条 後援等に関する承諾の事務は、当該後援等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

後援等承諾申込書

平成 年 月 日

大和高田市長 様

団体名
 代表者 印
 (担当者
 住 所
 連絡先)

次の事業等について、大和高田市の【後援・協賛・共催】に係る承諾を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

事業等の名称	
主催者	
実施日又は実施期間	
実施場所	
入場料等	(入 場 料) ・ 無 料 ・ 有 料 (円) (その他の費用)
実施目的	
事業等内容	

様式第2号(第5条関係)

後援等承諾通知書

第 号
 年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました次の事業等について、【後援・協賛・共催】の承諾を決定しましたので、通知します。

事業等の名称	
実施日又は実施期間	

実施場所	
使用を承諾する名義	
承諾の条件	

様式第3号(第5条関係)

後援等不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました次の事業等について、[後援・協賛・共催] を承諾しないことに決定しましたので、通知します。

事業等の名称	
不承諾の理由	

様式第4号（第6条関係）

後援等承諾変更届出書

年 月 日

大和高田市長 様

団体名
 代表者 印
 担当者
 住 所
 連絡先

大和高田市の〔後援・協賛・共催〕の承諾を受けた次の事業等について、その内容に変更が生じたので届け出ます。

事業等の名称	
変更事項	変更前
	変更後
変更理由	

様式第5号（第7条関係）

後援等実施事業等報告書

年 月 日

大和高田市長 様

団体名
 代表者 印

大和高田市の〔後援・協賛・共催〕の承諾を受けた事業等について、次のとおり報告します。

事業等の名称	
実施日又は 実施期間	
実施場所	
入場料等	（入場料） ・無料 ・有料（ 円） （その他の費用）
参加者数	

特記事項	
------	--

告示第70号

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示
大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱（平成27年告示第47号）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 8 府令第7条第2項の規定による通知は、支給認定通知書（様式第7号の2）とする。
- 9 府令第4条の2第1項の規定による申請は、支給認定交付申請書（様式第7号の3）とする。

様式第1号中

「・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に
必要事項を記入してください。 」を

「・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に
必要事項を記入してください。

- ・支給認定を受けた場合に、支給認定に係る通知に代えて「支給認定証」の交付を
受けた場合は、別途申請が必要です。 」に改める。

様式第2号中

「

子 ど も	フリガナ 氏 名			性 別	
	生年月日				

」を

「

児 童	フリガナ 氏 名			性 別	
	生年月日				

」に改め

る。

様式第4号中

「支給認定証を添付してください。紛失・汚損した場合は、再交付申請をしてください。」を
「支給認定証の交付を受けている場合、支給認定証を添付してください。支給認定証
を紛失・汚損した場合は、再交付申請をしてください。 」に、

変更内容	必要な添付書類
------	---------

①住所	
②教育・保育を利用する子ども	支給認定証
③保護者	・支給認定証
④世帯の状況	・保護者が婚姻した場合、婚姻相手の保育理由証明書
⑤認定区分	・支給認定証 ・1号認定から2号認定への変更の場合、保育理由証明書 ・保育短時間認定から保育標準時間認定への変更の場合、保育理由証明書（既に提出済みの場合は、コピーでも可。ただし、変更は保育必要量が保育標準時間に相当すると認められる場合に限ります。）
⑥有効期間	・支給認定証 ・保育理由証明書
⑦利用者負担	・支給認定証 ・公簿等により市町村民税課税状況が確認できない場合、課税証明書 ・保育料軽減の対象となる場合、保育料軽減理由の確認書類（児童扶養手当証書等）
⑧保育を必要とする理由	・支給認定証 ・保育理由証明書

」を

「

変更内容	必要な添付書類
①保護者	・保護者が婚姻した場合、婚姻相手の保育理由証明書
②世帯の状況	
③認定区分	・1号認定から2号認定への変更の場合、保育理由証明書 ・保育短時間認定から保育標準時間認定への変更の場合、保育理由証明書（既に提出済みの場合は、コピーでも可。ただし、変更は保育必要量が保育標準時間に相当すると認められる場合に限ります。） ・保育理由証明書
④有効期間	
⑤利用者負担	・公簿等により市町村民税課税状況が確認できない場合、課税証明書 ・保育料軽減の対象となる場合、保育料軽減理由の確認書類（児童扶養手当証書等）
⑥保育を必要とする理由	・保育理由証明書

」に改め

る。

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2（第2条関係）

様

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において市を代表する者は大和高田市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

支給認定通知書

認定区分			
保育の事由及び必要量			
支給認定証番号			
有効期間			
児童	フリガナ氏名		
	生年月日		性別
保護者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
変更事項			

支給認定証を希望する方は別途申請書を提出してください。

年 月 日

大和高田市長 印

様式第7号の3(第2条関係)

支給認定証交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

次のとおり、支給認定証の交付を申請します。

住所	〒 大和高田市				
申請者 (保護者)	氏名	生年月日	連絡先		子どもとの続柄
	ふりがな	年 月 日	自宅 携帯	- -	
教育・保育を利用する子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		

支給認定内容が変更となった場合、支給認定通知書の交付となります。支給認定内容が変更となった場合でも支給認定証を希望する方は再度支給認定証交付申請書を提出する必要があります。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第71号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年5月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名 称	種 類	数 量	設 置 場 所	除 却 日	保 管 開 始 日	保 管 場 所
1	不動産	はり札	2	市内	H29.5.16	H29.5.16	市役所西駐 車場

告示第74号

平成28年度国民健康保険税第6期、第7期及び第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年5月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日
平成28年度国民健康保険税第6期 平成29年1月26日
平成28年度国民健康保険税第7期 平成29年2月23日
平成28年度国民健康保険税第8期 平成29年3月28日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示板に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第75号

平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書をを郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成29年4月10日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 平成29年5月1日
変更後 平成29年7月31日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示板に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成29年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 2 平成29年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		18,100	255,784	273,884
	2. 雑入	18,099	255,784	273,883
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		18,100	255,784	273,884

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	255,784	255,784
	1. 繰上充用金	0	255,784	255,784
補正されなかった科目に係る額		18,100	0	18,100
歳出合計		18,100	255,784	273,884

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成29年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		19,998	346,005	366,003
	1. 使用料	19,998	346,005	366,003
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		20,000	346,005	366,005

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	346,005	346,005
	1. 繰上充用金	0	346,005	346,005
補正されなかった科目に係る額		20,000	0	20,000
歳入合計		20,000	346,005	366,005

告示第77号

大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成18年告示第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に、「木造住宅の耐震診断を実施」を「予算の範囲内において、既存木造住宅の耐震診断に要する費用の全額を市が負担」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 既存木造住宅 木造のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該既存木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「事業対象区域内に存する住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅であつて、延べ床面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下の」を「大和高田市の区域内に存する既存木造住宅であつて、次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事が着工されていること。ただし、昭和56年6月1日以後に増改築されている場合であつて、耐震診断をする必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 在来軸組工法で建築されたものであること。
- (3) 延べ床面積（増築面積を含む。）が250平方メートル以下であること。
- (4) 地階を除く階数が2以下であること。

第5条中「とする。ただし、共用の住宅にあつては、共有者の全員により合意された代表者」を「（共用の住宅にあつては、耐震診断を実施することに対する共有者全員の合意により選ばれた代表者）又は所有者の同意を得た者」に改める。

第7条中「前条による」を「前条の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申込みは、1年度につき、1回限りとする。

3 申込者が複数の事業対象建築物を所有している場合にあつては、1回の申込みにつき、1棟限りとする。

第10条中「取下げ」を「取下」に改める。

第11条第1項中「決定取消し」を「事業実施決定取消」に改め、同条第1号中「要綱」を「告示」に改める。

第12条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第6号中「取下げ届出書」を「取下届出書」に改める。

様式第7号中「決定取消し」を「事業実施決定取消」に改める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

告示第78号

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、」を「木造のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち」に、「該当する部分」を「供する部分」に改め、「限る。）」の次に「であって、現に居住（仕事、病気その他特別の事情により相当の期間不在となっている場合を含む。）しているもの」を加える。

第3条中「既存木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は」を「住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、大和高田市の区域内に存する既存木造住宅であって」に改め、同条第1号中「着工された市内に存する既存木造住宅であって、地上階数2階以下のもの」を「建築工事が着工されているもの。ただし、昭和56年6月1日以後に増改築されている場合であって、耐震改修工事をする必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。」に改め、同条に次の3号を加える。

- (3) 地上階数2階以下のもの
- (4) 第6条の規定による申請の日の属する年度の2月末までに耐震改修工事が完了するもの
- (5) 法人以外の者が所有するもの

第4条中「次の各号のいずれにも該当するもの」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 補助対象住宅の所有者（共有の場合にあつては、耐震改修工事を実施することに対する共有者全員の合意により選ばれた代表者を含む。以下同じ。）であつて、大和高田市税に滞納がないもの
- (2) 補助対象住宅の所有者の同意を得た者であつて、当該所有者及び同意を得た者のいずれもが大和高田市税に滞納がないもの

第9条に次に1項を加える。

3 第1項の規定による報告書は、耐震改修工事が完了した日の翌日から起算して20日を経過した日までに、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

告示第79号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年6月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車

	車	車	車	車	車
平成29年5月2日	4				
平成29年5月8日			1		
平成29年5月9日	1				
平成29年5月11日		2			
平成29年5月12日		1			
平成29年5月15日	1				
平成29年5月18日	2	1			
平成29年5月22日			1		
平成29年5月23日	4				
平成29年5月24日	2				
平成29年5月30日	2	2			

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年5月8日	道路	大和高田市春日町1丁目地内	1	
平成29年5月12日	道路	大和高田市礪野北町地内	1	
平成29年5月22日	道路	大和高田市東三倉堂町地内	1	
平成29年5月26日	道路	大和高田市大字野口地内	2	
平成29年5月29日	道路	大和高田市大字池尻地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第17号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年5月15日

大和高田市長 吉田誠克

公告第18号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩中学校普通教室間仕切り改修工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内（片塩中学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に</p>

	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月13日（火）午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,480,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第19号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田商業高等学校格技場吊り天井改修工事
2 工事場所	大和高田市立高田商業高等学校 体育館2階格技場（大和高田市材木町8番3号）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで （現場立入可能期間に制限有り。詳細は、入札説明書（仕様書）を参照ください。）

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月13日(火)午前9時30分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,020,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第20号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田小学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 大中東町 地内（高田小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本</p>

	市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 平成29年6月8日（木）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年6月9日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年6月12日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月13日（火）午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,330,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

公告第21号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田商業高等学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 材木町 地内（高田商業高等学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月13日（火）午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,720,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第22号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	浮孔西小学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 曾大根1丁目 地内（浮孔西小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで

4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月13日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,320,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第23号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	菅原小学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 大字根成柿 地内（菅原小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当す

	る者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月13日(火)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,700,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第24号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西小学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 大字池田 地内（陵西小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる</p>

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月13日（火）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥2,500,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第25号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	片塩中学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内（片塩中学校）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

	<p>て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月8日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月13日（火）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,370,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第26号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩・磐園・菅原・浮孔西幼稚園便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 旭北町 外 地内(片塩幼稚園 外)
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

	<p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所</p>

	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成29年6月8日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年6月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月13日(火)午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。

17 最低制限基準比較価格	¥2,320,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第27号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	「①大和高田市第7期介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画の見直し業務委託」及び「②大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託」
2 業務期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市全域
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 人口5万人以上の自治体において、第6期介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。 (6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>④ 人口5万人以上の自治体の第6期介護保険事業計画策定業務の契約書の写し</p> <p>⑤ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑥ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記⑤、⑥は、平成29年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月30日（火）から平成29年6月12日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、平成29年6月9日（金）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内（平成29年6月13日（火）まで）に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月15日（木）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月16日(金) 午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月19日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、「①大和高田市第7期介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画の見直し業務委託」及び「②大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託」の金額並びに合計金額を消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月20日(火) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内(①大和高田市第7期介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画の見直し業務委託の予定価格の額以下、かつ②大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託の予定価格の額以下)で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 予定価格	<p>①大和高田市第7期介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画の見直し業務委託 ¥2,777,778- (消費税等抜き)</p>

	②大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託 ¥1,388,889－（消費税等抜き）
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第28号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	中今里町地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 中今里町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成29年7月31日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓

	<p>約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月1日(木)から平成29年6月7日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月8日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成29年6月1日(木)から平成29年6月7日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月12日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月13日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月15日(木) 午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥640,000-(消費税等抜き)
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第7-2号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成29年4月1日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第18号を第21号とし、第13号から第17号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の次

に次の1号を加える。

(15) 小中学校及び幼稚園の看護師

第3条中第12号を第14号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 適応指導教室専任教員

(7) 適応指導教室指導員及び教育アドバイザー

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項中「1.00」を「1.05」に、「1.15」を「1.2」に、「第3条第8号」を「第3条第10号」に改め、同条第3項中「第7号、第10号及び第11号」を「第8号、第9号、第12号及び第13号」に改め、同条第4項中「第3条第7号、第10号及び第12号」を「第3条第9号、第12号及び第14号」に改める。

別表中

「

スクールアドバイザー	166,192円	—	—
小学校講師	191,464円	—	—
中学校講師	—	—	2,500円
幼稚園講師	180,000円	9,000円	—
小中学校及び幼稚園の補助員	—	7,000円	900円
高等学校講師	201,968円	—	2,500円
高等学校クラブ活動指導員	—	—	2,000円
高等学校実習助手	173,784円	—	2,000円
特別支援学級支援講師	—	—	1,250円

」を

「

スクールアドバイザー	167,856円	—	—
適応指導教室専任教員	233,376円	—	—
適応指導教室指導員及び教育アドバイザー	—	—	1,250円
小学校講師	193,128円	—	—
中学校講師	—	—	2,500円
幼稚園講師	180,000円	9,000円	—
小中学校及び幼稚園の補助員	—	7,000円	900円
高等学校講師	203,632円	—	2,500円
高等学校クラブ活動指導員	—	—	2,000円
高等学校実習助手	175,448円	—	2,000円
特別支援学級支援講師	—	—	1,250円
小中学校及び幼稚園の看護師	—	—	1,390円

」に改

める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月8日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成29年5月16日(火) 午前10時00分～
 場 所 さざんかホール 4階 会議室
 議 案 第1号 平成29年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について
 第2号 後援願について
 第3号 その他

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年6月2日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成29年6月8日(木) 午後2時00分～
 場 所 さざんかホール 4階 会議室
 議 案 第1号 第34回大和高田市スポーツ少年大会開催要項(案)について
 第2号 後援願について
 第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第7号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年5月11日(木) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第8号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月25日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年6月1日(木) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第9号

平成29年6月1日現在の**大和高田市**の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵由

3分の1の数	19,194人
6分の1の数	9,597人
50分の1の数	1,152人

農業委員会**農業委員会告示第5号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月26日

大和高田市農業委員会
会長 松田 榮義

日時	平成29年6月9日(金)午後3時
場所	市役所3階 東会議室
議案	第1号 農地法第3条第1項について申請の件 第2号 農地法第5条規定による申請の件 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について 第4号 その他

公平委員会**公平委員会規則第1号**

大和高田市公平委員会処務規則及び大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市公平委員会
委員長 宮内 嵩

大和高田市公平委員会処務規則及び大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(大和高田市公平委員会処務規則の一部改正)

第1条 大和高田市公平委員会処務規則(昭和46年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

第3条の2第1項中「企画法制課長」を「法務情報課長」に改め、同条第2項中「企画法制課」を「法務情報課」に改め、「課長補佐及び」を削り、同条第3項中「企画法制課」を「法務情報課」に改める。

(大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 大和高田市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画法制課企画法制グループ係長」を「法務情報課法務係長」に、「企画法制課の」を「法務情報課の」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公営企業

水道事業告示第11号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成29年6月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
香川設備工業所	香川 美徳	奈良県奈良市神殿町196-37

水道事業公告第4号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（市場 第1工区）
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者</p>

	でないこと。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。) (4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成29年6月2日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月6日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)

	<p>(1) 受付期限 平成29年6月8日(木) 午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月9日(金) 午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月12日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月13日(火) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥9,310,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p>

	<p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--	---

水道事業公告第5号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月31日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託（今里町外）
2 履行場所	大和高田市 今里町 外 地内
3 履行期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>平成29年6月1日(木)から平成29年6月7日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月8日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成29年6月1日(木)から平成29年6月7日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月12日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月13日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成29年6月15日（木）午前10時 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,380,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

水道事業公告第6号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月31日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託（池田・市場外）
2 履行場所	大和高田市 池田・市場 外 地内
3 履行期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月1日（木）から平成29年6月7日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月8日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成29年6月1日（木）から平成29年6月7日（水）まで。</p>

	<p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月12日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月13日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月14日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月15日(木)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,290,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

下水道事業公告第1号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事（10）・給配水管移設工事（G10）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争

<p>認の申請</p>	<p>入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p>

	(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年4月21日(金)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥20,180,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。	
<p>下水道事業公告第2号</p> <p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月4日</p> <p style="text-align: right;">（上下水道事業管理者） 大和高田市長 吉 田 誠 克</p>	
1 工事名	敷枝築山内管渠工事（51）・給配水管移設工事（G51）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる</p>

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年4月21日(金) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥19,610,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

下水道事業公告第3号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝南陽町地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)
2 工事場所	大和高田市 南陽町 地内

3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級のものであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日(金)午前9時20分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥17,730,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

下水道事業公告第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	<p>高5枝東中1丁目地内管渠工事（53）・給配水管移設工事（G53）</p>
2 工事場所	<p>大和高田市 東中1丁目 地内</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から平成29年9月29日（金）まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書（仕様書）のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ</p>

	<p>と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥16,930,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

下水道事業公告第5号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	曾7枝根成柿地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52)
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争

<p>認の申請</p>	<p>入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p>

	<p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日(金)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥14,670,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

下水道事業公告第6号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝大東町地内管渠工事（55）・給配水管移設工事（G55）
2 工事場所	大和高田市 大東町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>（2）平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>（9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡</p>

	<p>しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年4月21日（金）午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥10,340,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

下水道事業公告第7号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事（54）・給配水管移設工事（G54）
2 工事場所	大和高田市 築山・大谷・池田 地内

3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級のものであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日(金)午前10時</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,730,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

下水道事業公告第8号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市流域関連公共下水道事業ストックマネジメント基本計画策定業務委託
2 履行場所	公共下水道供用開始区域
3 履行期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(下水道部門)に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁発注の同種業務を元請けで1,000万円以上の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得している者であること。</p>

	<p>(4) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 平成24年4月1日以降における同種業務の契約書の写し及び登録内容確認書(テクリス)等(業務の同等確認できるもの)の写し</p> <p>③ ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認定取得を証する書類の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年5月11日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p>

の配布	<p>(1) 配布の期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年5月22日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年5月23日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年5月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年5月26日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び</p>

	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥14,280,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとなります。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

下水道事業公告第9号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市流域関連公共下水道事業業務継続計画(下水道BCP)策定業務委託
2 履行場所	公共下水道供用開始区域
3 履行期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとなります。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(下水道部門)に登録している者であること。 (2) 平成24年4月1日以降において、官公庁発注の同種業務を元請けで500万円以上の履行実績を有する者であること。 (3) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得している者であること。 (4) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置

	要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 平成24年4月1日以降における同種業務の契約書の写し及び登録内容確認書(テクリス)等(業務の同等確認できるもの)の写し</p> <p>③ ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認定取得を証する書類の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年5月11日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本</p>

	市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 平成29年5月22日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295 (3) 回答期限 平成29年5月23日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年5月25日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年5月26日（金）午前10時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥5,660,000-（消費税等抜き）

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

下水道事業公告第10号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	大和高田市流域関連公共下水道事業に伴う事業計画変更等業務委託
2 履行場所	公共下水道認可区域
3 履行期間	契約締結日から平成30年2月28日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（下水道部門）に登録している者であること。 (2) 平成24年4月1日以降において、官公庁発注の同種業務を元請けで500万円以上の履行実績を有する者であること。 (3) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者であること。 (4) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）

	<p>② 平成24年4月1日以降における同種業務の契約書の写し及び登録内容確認書(テクリス)等(業務の同等確認できるもの)の写し</p> <p>③ ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認定取得を証する書類の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年5月11日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年4月26日(水)から平成29年5月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年5月22日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年5月23日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成29年5月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年5月26日(金) 午前11時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥5,130,000- (消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

下水道事業公告第11号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

(上下水道事業管理者) 大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	高5枝曾大根・曾大根1丁目地内管渠工事(2)
2 工事場所	大和高田市 曾大根・曾大根1丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA級のものであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月14日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月15日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月20日（火）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥77,150,000－（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

下水道事業公告第12号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝東三倉堂町・中今里町・南今里町地内管渠工事（4-1）・給配水管移設工事（G04-1）
2 工事場所	大和高田市 東三倉堂町・中今里町・南今里町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月1日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成29年5月26日(金)から平成29年6月8日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成29年6月14日(水)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295 (3) 回答期限 平成29年6月15日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年6月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月20日(火)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表し

	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥69,990,000-（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

下水道事業公告第13号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年5月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	築幹大谷地内管渠工事（1）・給配水管移設工事（G01）
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者である

	<p>こと。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月1日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月2日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年5月26日（金）から平成29年6月8日（木）まで。</p>

	<p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月14日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月15日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月20日(火)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥68,010,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。